

南信州広域連合議会
医療福祉委員会

令和6年2月26日

南信州広域連合事務局

南信州広域連合議会 医療福祉委員会会議録

令和6年2月26日（月） 午前10時00分 開議

1. 開会
2. 委員長あいさつ
3. 副管理者あいさつ
4. 議案審査
 - (1) 議案第1号「南信州広域連合養護老人ホーム入所判定委員会条例の制定について」
 - (2) 議案第2号「南信州広域連合特別養護老人ホーム入所調整検討委員会条例の制定について」
 - (3) 議案第9号「令和6年度南信州広域連合一般会計予算（案）」のうち、当委員会分担分【別紙分担表】
5. その他
6. 閉会

医療福祉委員会

令和6年2月26日

南信州広域連合事務局

南信州広域連合議会 医療福祉委員会

日 時 令和6年2月26日（月） 午前10時00分～午前10時59分
場 所 事務センター206・207号会議室
出席者 永井委員長、後藤（知）副委員長、後藤（章）委員、串原委員、佐々木委員、
市川委員、米山委員、竹村委員、清水（勇）委員、井坪委員
欠席者 井原委員
事務局 高田副管理者、吉川事務局長、小椋事務局次長兼地域医療福祉連携課長、
仲田課長補佐兼介護保険係長、城下医療福祉連携係長、伊藤書記長

1. 開 会
2. 委員長あいさつ
3. 副管理者あいさつ
4. 議案審査

No	項 目 名	資料	頁
1	議案第1号「南信州広域連合養護老人ホーム入所判定委員会条例の制定について」		6
2	議案第2号「南信州広域連合特別養護老人ホーム入所調整検討委員会条例の制定について」		8
3	議案第9号「令和6年度南信州広域連合一般会計予算（案）」のうち、当委員会分担分【別紙分担表】		12

5. その他
6. 閉 会

1. 開 会

午前10時00分

(永井委員長) 開会前でございますが、事務連絡をさせていただきます。当委員会に対しまして、議案の補足説明のため、地域医療福祉連携課の仲田課長補佐兼介護保険係長、それから、城下医療福祉連携係長の出席について申入れがあり、許可をいたしましたので、よろしくお願いたします。

それでは、ただいまから、南信州広域連合議会、医療福祉委員会を開会いたします。

現在の出席委員は10名でございます。井原康明委員から欠席する旨の届け出がありましたので、御報告をいたします。

それでは、会議次第により進めます。

2. 委員長あいさつ

(永井委員長) 開会に当たり、委員長から一言あいさつを申し上げます。

改めまして、皆様、おはようございます。

先日、テレビを見ておりましたら、季節の変わり目、誰でも体調を崩しがちですけれども、どうもそういう方が全国的に増えておるといことで、それを専門という言い方も違うかもしれませんが、それなりに見るドクターもおるって話をされておりました。今まだ2月ですけど、先週でしたか先々週だか、4月の下旬の気候、気温だっという報道をしておまして、本当どうなっちゃったのかなって気候変動なんでしょうかねっていうふうに思いながら、過ごしております。

先ほども副委員長さんが、なかなか出とっておられて大変だったって話もされておられましたけれど、本当、体調管理につきましては、気をつける限度を超えているのかもしれないけれど、お気をつけいただいとと思います。

それこそ3月定例会、予算議会、大事な予算議会が始まるころだと思います。飯田市議会も明日からでございますし、各町村議会もこれからだと思います。

それこそ高齢者政策はもう待たなしのところに来ておりますし、ましてや子ども政策につきまして大きな転換点に立っているといことで、非常に社会、文教分野っていうのは大事な分野でございます、それぞれの議会ですっかり議論をしていかないといかんかなと思うところでございます。

本日は、広域連合議会の医療福祉委員会でございます。内容的には、各市町村に比べるとボリューム的には少ないかなと思うところでございますけれど、広域的に取り組むべきことがしっかり議論をしなきゃいけないかなと思うところでございますので、よろしくお願いたします。

それでは、ここで副管理者から挨拶をいただきます。

高田副管理者、お願します。

3. 副管理者あいさつ

(高田副管理者) おはようございます。副管理者を務めております高田と申します。よろしくお願いたします。

医療福祉委員会の開会にあたりまして、ごあいさつをさせていただきたいというふうに思っております。

今議会に令和6年度予算の中で、大きく2つの事業を提案させていただいております。

今ここにおります旧地場産業振興センター等の改修整備、それから旧桐林クリーンセンターの解体という大きな事業につきまして、事業費を計上させていただいております。いずれも所管の常任委員会に分割付託をされている案件ではございますけれども、経過等につきまして、全議員の皆さんに共用をしていただきたいということで、全ての委員会でごあいさつの中で触れさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、旧地場産業振興センター等の改修整備につきまして、経過等を申し上げます。

昨年11月の広域連合議会第2回定例会で、文化芸術活動支援施設の設置に向けてということで、実施設計費の補正予算をお認めいただきました。今、その実施設計が終盤を迎えているという状況でございますが、それと同時に、広域連合の規約の変更につきまして御提案をさせていただいて、12月の各市町村議会におきまして御同意をいただいております。そこを踏まえて、令和6年度予算案に現在施設改修費用を計上しているという、そういう段階でございます。

広域連合議会並びに市町村議会におきましては、かなりタイトな日程の中で、地域の将来にも関わる重要な案件を御審議をいただきまして、こうした地域の取組みを県としても前向きに捉えていただき、現在県議会でも新年度予算が審議されておりますけれども、その中に飯田創造館閉館に関する費用も計上されたということでございます。

具体的には、広域連合が実施をいたします、施設の改修事業に対する補助金として1億1,330万円、それから県のほうで実施をいたします、創造館の除却の設計費も計上されたというふうにお聞きをしております。今議会で改修の予算をお認めいただいた上では、予算計上額を上限として、これから実施設計に基づいて改修内容を決定をして工事を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから並行いたしまして、県や創造館利用者団体と協議をしながら、新しい施設の利用や運営の方法についても検討を進めまして、次の第2回定例会では、設置条例につきまして御審議をいただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、2点目でございます。旧桐林クリーンセンターの解体につきまして経過を申し上げます。

桐林クリーンセンターにつきましては、平成29年11月末をもって運転を停止をいたしておりまして、その後、地元と協議をしながら、跡利用の方策を探ってまいりました。その中で、既存の建屋を解体せずに産業振興に資する活用をしようということで、地域と合意があつて、飯田市の工業課に企業立地の交渉をお願いしてきたということでございます。しかしながら、建屋を活用しての企業立地というのはなかなか成案に至りませんでございまして、そのために解体も視野に入れての跡利用まで幅を広げて企業立地を探ってまいりました。その中で、バイオマス発電の候補地としての引き合いもあるというそういう状況でございまして、昨年の8月に臨時議会をお願いをして、解体に向けた調査費の予算をお認めをいただけてきました。

秋以降、その調査を進める中で施設の状況が分かってまいりまして、15年間焼却処理をいたしました関係で、ダイオキシン類があるということは想像いたしておりましたけれども、施設の中で具体的にアスベストが使われている部分があるということも判明をいたしまして、施設の解体をする必要があるというそういう状況でございました。そのため、早急に安全に解体をするための方策あるいは財源、事業費等についても検討を

始めたところでもございました。

そうした中で、セイコーエプソン社のバイオマス発電の立地に関する公表が、このセイコーエプソン社のほうの都合で2月7日というふうになりまして、この施設の解体に関する予算の説明と全く同時期になってしまったということで御容赦をいただきたいというふうに思っております。予算をお認めいただいた暁には、早急に事業者を選定をして、解体の手法を地元の皆様にも丁寧に説明した上で工事に着手してまいりたいというふうに考えております。

以上、広域連合としてはかなり大きな事業に令和6年度は取り組むこととなりますけれども、ぜひ御理解をいただければということで挨拶をさせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

4. 議案審査

(1) 議案第1号「南信州広域連合養護老人ホーム入所判定委員会条例の制定について」

(永井委員長) それでは、これより議案の審査に入ります。

初めに、議案第1号「南信州広域連合養護老人ホーム入所判定委員会条例の制定について」を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

小椋地域医療福祉連携課長。

(小椋地域医療福祉連携課長) それでは、議案第1号「南信州広域連合養護老人ホーム入所判定委員会条例の制定について」御説明をいたしますので、議案のほうを御覧いただきたいと思っております。

本案は、養護老人ホームの入所措置を公正かつ適正に行うために設置をしております入所判定委員会について現在要綱による設置でございますが、改めて条例による設置に変更したいとするものでございます。

第1条でございますが、広域連合の構成市町村が行います老人福祉法の規定による養護老人ホームの入所に関する措置を適正に実施するため、入所判定委員会の設置を規定するものでございます。

第2条は、委員会の任務といたしまして、入所措置の要否、変更に関する事項、また入所措置に対して広域連合長が必要と認める事項を規定するものでございます。

第3条は、委員会の委員は9人以内をもって組織すると規定するものでございます。

第4条でございますが、委員の任命に当たりまして、関係市町村の老人福祉を担当する職員、関係市町村に所在の地域包括支援センターの長、それから養護老人ホームの施設長、医師、特別養護老人ホームの施設長、このほか、広域連合長が必要と認める者を委員として規定するものでございます。

第5条であります。委員の任期は2年とし、再任を妨げないとする規定でございます。

次のページに参りますが、第6条でございます。委員会に委員長及び副委員長を各1人置きまして、委員の互選により選任すること。それから、委員長及び副委員長の役割を規定するものでございます。

第7条は、委員長による会議の招集と委員長が議長となること。それから、委員会の会議につきましては、委員の過半数の出席が必要であること。それから、委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによると規定す

るものでございます。

第8条は、委員の秘密保持を規定するものでございます。

補足といたしまして、第9条は、条例に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、広域連合長が別に定めると規定するものでございます。附則は、施行期日を定めるものでございます。

説明は、以上でございます。

(永井委員長) 説明が終わりました。

御質疑はございますか。

米山委員。

(米山委員) 松川町の米山です。

第3条の人数なんですけれども、委員の人数なんですけれども、すみません、次の条例は10名になってるんですが、こちらは9人ということでその違いは何なのか、ちょっと教えてください。

(永井委員長) 小椋地域医療福祉連携課長。

(小椋地域医療福祉連携課長) 現在の養護老人ホームの入所判定委員さんは、現状8名でございますが、人数の今後のことを考えまして9人以内ということで想定をしておるところでございます。

次の条例は、またそのところでも説明いたしますけれども、特養の入所調整検討委員会は現在9人ということで、1名、今特養の委員さんの方が多いという状況でございます。そういう現状を鑑みまして、条例の人数はこのように規定をさせていただいておるところでございます。

(永井委員長) よろしいですか。

はい、ほかにございますか。

清水委員。

(清水委員) 次に触れてしまうんですけども、入所判定委員っていうのと、次は入所調整委員ということになるのですが、この入所判定委員という中でいくと、申し込みがあった、そういう入所者に対するこちらで判定をして決めるっていうことでしょうか。それとも、ここで判定をして、例えば極端な言い方をすると、1人申し込みを決めるのに、判定のほうでは、例えば10人ぐらい出して調整のほうで1人に決めるとか、この役割っていうのはどういうことになってるのか、ちょっとこの判定委員の役割をお聞かせ願いたいと思います。

(永井委員長) 小椋地域医療福祉連携課長。

(小椋地域医療福祉連携課長) 入所判定委員会の関係でございますが、養護老人ホームに入所措置が適当かどうかということについて委員さんのほうで協議をいただきまして、それを判定していただくということが主な業務であります。

特養のほうは、希望人数も非常に多うございますし、待機者も多いという状況で、そういった調整がかなり必要となってくるということがございまして、名称については、そういったことも踏まえた上での名称ということでございます。

(永井委員長) 清水委員。

(清水委員) 広域連合の養護老人ホームっていうのと、次は広域連合の特別養護老人ホーム。違いはそう考えればそういうこともあるかもしれませんが、私もこの第1条のほうと第4条

を見たときに、そういう職員とか長かなと思って見てたので、そういったことをちょっとはっきり確認する意味でお聞きしました。

(永井委員長) よろしいですか。

はい、ほかにございますか。

よろしいですか。

なければ質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

なければ討論を終結いたします。

これより、議案第1号について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

(2) 議案第2号「南信州広域連合特別養護老人ホーム入所調整検討委員会条例の制定について」

(永井委員長) 次に、議案第2号「南信州広域連合特別養護老人ホーム入所調整検討委員会条例の制定について」を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

小椋地域医療福祉連携課長。

(小椋地域医療福祉連携課長) 議案第2号「南信州広域連合特別養護老人ホーム入所調整検討委員会条例の制定について」御説明いたします。

本案は、現在要綱により設置をしております、特別養護老人ホーム入所調整検討委員会につきまして、新たに条例を設置したいとするものでございます。

第1条は、広域連合構成市町村の区域に設置をいたします特別養護老人ホームへの入所の調整を行うため、入所調整検討委員会の設置を規定するものでございます。

第2条は、委員会の任務として、入所を希望する者に係る事項につきまして調査をし、入所の要否を審議し、その結果を広域連合長に報告することを規定するものでございます。

第3条は、委員会の委員は10人以内をもって組織すると規定するものでございます。

第4条は、委員の任命でございますが、関係市町村の老人福祉を担当する職員、関係市町村に所在の特別養護老人ホームの施設長、関係市町村の民生児童委員、このほか、広域連合長が必要と認める者を委員とすると規定するものでございます。

第5条でございますが、委員の任期を2年とし、再任を妨げないとする規定でございます。

次のページにわたりますが、第6条は、委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選任すること。それから、委員長及び副委員長の役割を規定するものでございます。

第7条でございますが、委員長による会議の招集と、委員長が議長となること。また、委員会の会議は、委員の過半数の出席が必要であること。委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによると規定するものでございます。

第8条は、委員の秘密保持を規定するものでございます。

補足の第9条でございますが、条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は広域連合長が別に定めると規定するものでございます。

附則の1は、施行期日を定めるものでございます。

附則の2でございますが、南信州広域連合の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例を一部改正するものでございまして、同条例の別表を御覧のとおり
の改正をしたいとするものでございます。

説明は、以上でございます。

(永井委員長) 説明が終わりました。

御質疑はございませんか。

清水委員。

(清水委員) ちょっと確認させていただきます。第4条ですけど、(5)の前各号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認めるものっていうのは、その10人に対して増やすことができるのか、その確認だけお願いします。

(永井委員長) 小椋地域医療福祉連携課長。

(小椋地域医療福祉連携課長) 委員10人以内という規定でございますので、この範囲内で広域連合長が認めていただく者を委員さんとして入っていただくということでございます。

(永井委員長) 清水委員。

(清水委員) そうしますと、1から4まででいった場合に、1人ずつっていう判断でいいんですか。それとも、例えば1号の老人福祉を担当する職員っていうふうになってるので、必要に応じては10人以内で調整するとか、各市町村の民生児童委員、これも何人っていうか、ここに申請した箇所かと思うんですが、そういった形のこの配分っていうところは、そういう考えは、どういうふうになってるんでしょうか。

(永井委員長) 小椋地域医療福祉連携課長。

(小椋地域医療福祉連携課長) 各委員さんでございますが、現状の特養の入所調整委員さんの状況もお伝えいたしますと、具体的には特養の施設長さんは、今お2人お願いしておりますし、それから、いわゆる介護支援事業所のケアマネジャーさんもおられますけれども3人今お願いしてる状況であります。それから、民生児童委員さんにつきましてもお2人今お願いしております。それから、介護保険者として、市町村から今お2人の担当の職員さんをお願いしております、今現在は9人という状況でございます。

(永井委員長) 清水委員。

(清水委員) そうすると、その人たちが出るっていうことをした場合には、連合長が必要とするって言ったときには、1人は可能という判断になるっていうわけですね。

それについてちょっと確認させていただきますが、多分、特養の老人ホーム入所調整検討委員会っていうのは、今いろんな待機を含めると大勢いると思うんです。その中で、それぞれ地区とかそれぞれ出てる人たちについては、多分ペーパーの申請とか、それぞれヘルパーさんが出したやつとかそういうのをまとめたのをそれぞれの、あくまでも最終的にはこの9人及び10人で決定とか、そういうふうを持ってくんじゃないかと思うんです。

私的にいくと、本当、その引き継ぎがしっかりできていれば、介護職員とか介護ヘルパーとか入るところも相談に行って、そういうやり方をしてると思うんですけども、それに応じて本当この人数でそれぞれ今待機してる人とか本当に緊急性がある人たちって

いうのもできるかどうかというの、ちょっと私的に判断をしかねるところもあります。やはり、これらの委員の皆さんがスムーズにいったら何か問題があるっていうことならば確認しながら、またそこら辺も検討する余地があるんじゃないかと思えますので、これはちょっと要望としておきます。今回には関わらない、ということでその件については、また今後しっかり確認しておいていただきたいというふうに思います。

なぜかっていうと、今回私もそういうことで関係しながらやっとして、これで本当に細かいこととか、それぞれの申請してる人たちの意思が伝わってるかどうかなどふと思ったものですから、ちょっと一言言わせてもらいました。また人数とか中身については、検討をお願いしたいと思います。これ要望ですから。

(永井委員長) 要望ということですけど、いいですか。何というか、回答というか。

はい、小椋地域医療福祉連携課長。

(小椋地域医療福祉連携課長) 確かに、大勢の方が待機しておられる状況で緊急性のある場合ですとか、そういう事例もございますので、各市町村の担当者を通じまして、それぞれの入所希望者の状況を説明をしてもらおうわけですけれども、おっしゃるとおり、きちんとそういった状況をこの委員会の中で把握しながら、入所調整を進めてまいりたいと考えております。

(永井委員長) よろしいですか。

ほかにございますか。

はい、米山委員。

(米山委員) すみません。前回、飯田の木下議員がですね、今回報酬の金額がこちらに載ってるってことで、要綱から条例にする意義はという御質問された中で、報酬を支払うにあたり条例にしたという何か答弁だったんですけども、その辺のところをもう少しお聞かせいただきたいのと、それからほかに報酬支払う要綱の、これ以外にそういったものがあって、きちんと漏れがないように条例にされているのかどうか、その辺がちょっとよく分からないんですけども、もう1回説明していただければありがたいなと思います。

(永井委員長) 小椋地域医療福祉連携課長。

(小椋地域医療福祉連携課長) 御質問をいただきました報酬の関係でございますが、報酬の対象者といたしまして、先ほどの1号の議案とそれから2号の議案のそれぞれの検討委員さんが対象になってくるわけですけれども、これまで要綱の運用で支払いをさせていただいているときには、例えば、その1号の養護老人ホームの場合は、医師の委員さんにお支払いしてたわけですけれども、実際、養護老人ホームの場合は、医師以外にも養護老人ホームの施設長さんもその委員さんとして入っていただいたりしておりましたが、要綱の中では、そういうドクターの規定のみということでございましたので、今回条例を定めるということで、参画していただいている委員さんにきちんと報酬を支払ってまいりたいということもございます。

同様に、特養も要綱の際は、民生児童委員さんに報酬を支払ってございましたけれども、それ以外にやはり特養の施設長さんとか、いわゆるケアマネジャーさんとか、そういった方、委員さんも参画しておられますので条例できちんと規定させていただいて、条例でいいですと附則の2の表のとおり、規定をさせていただいて支払ってまいりたいということでございます。

(永井委員長) 今回の米山委員の質問の意図は、その要綱で、今の御答弁だと医師だけ定めていたと。今回、条例でそのほかの方も定めていたっていう御答弁だったと思うんですけど、意図するのは、だから、医師とそのほかが要綱と条例っていうことは考えられないので、いわゆる要綱でよかったのか、条例に変えたっていう、そのところはどういう意味なのかと御質問されてると思うんですけど。

よろしいですか。

はい。吉川事務局長。

(吉川事務局長) 少し事務的な細かい話になってしまいますけれども、従来要綱でございましたので、いわゆる条例に基づく位置づけがなかったわけでございます。したがって、その都度、要綱の場合は起案をいたしまして、謝金という形でお支払いをしてきたというのが実態でございます。従来はそれで大きな問題なかったんですけども、近年やはり源泉徴収を厳格に処理するということが求められるようになってまいりましたので、謝金と報酬では源泉徴収の扱いも異なってまいりますので、この際、全ての委員会について条例設置にして、報酬ということでお支払いができるような形での体制を整えたというのが経過でございます。

先ほどの御質問にありましたように、ほかの委員会みたいなもので漏れないのかというようなお尋ねもございましたけれども、一応今回の条例設置で全てのこの種の委員会、審査会等については対応ができる、できたのかなというふうに思っております。

(永井委員長) 謝金というのは、お礼だったっていうことですかね。吉川事務局長。

米山委員、よろしいですかね。

はい、ほかにございますか。

清水委員。

(清水委員) すみません。今の報酬の件ですね、その中でいくと、例えばその医師っていうのは、それぞれの個人以外の医師の場合は、例えば何て言いますか、月給制でもしやってる場合、ダブルって入るとか、そういうことになりませんか。その上の1、2の場合で特別職の職員で非常勤の者の報酬という形で書いてあるので、この中で見ると、例えば医師とか、前項とは関係ないんですけど、それぞれの施設長とか、そういった長がついても施設に入ってる人がもし来た場合は、ダブルような気がするのもあるんじゃないかと思うので、そこら辺の考えはどうなんでしょうか。

(永井委員長) 小椋地域医療福祉連携課長。

(小椋地域医療福祉連携課長) 医師の委員さんとその施設長さん、そのメンバーのダブルがないかどうかということですが、現時点の委員さんを確認をいたしましてもそういうダブルはありませんので、大丈夫かなと思います。

(永井委員長) 清水委員。

(清水委員) 多分、上に書いてあるように、特別職の職員で非常勤っていうことなので、多分出勤したときだけなんだけど、特別職でもやはり、もうなんていうか、日給月給じゃないんだけどとかそういう扱いによっては、ひょっとしたらダブル可能性があるんじゃないかなとも思ったので、そのところはきちんとまた、後で困らないような形の中で確認をお願いしたいと思います。

(永井委員長) そこについては調査はできてるっていう御答弁でよろしいわけですね。

はい。ほかにございますか。

よろしいですか。

なければ、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

なければ討論を終結いたします。

これより、議案第2号について採決をいたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって議案第2号は原案のとおり可決されました。

**(3) 議案第9号「令和6年度南信州広域連合一般会計予算(案)」のうち、当委員会分担分【別紙
分担表】」**

(永井委員長) 次に、議案第9号「令和6年度南信州広域連合一般会計予算(案)」のうち、当委員会分担分を議題といたします。

審査方法について申し上げます。まず、執行機関からの説明を願い、説明が終わった後に質疑を行い、質疑終了後に討論を行うことといたします。なお、説明者は、歳出予算の説明の際、併せて関係する歳入の説明をお願いいたします。

また、行政評価の際、2次評価で意見が付された事業に関しましては、補足説明資料を用いて説明をお願いいたします。

質疑に当たっては、予算案の審査である点に御留意いただくようお願いをいたします。それでは、執行機関側の説明を求めます。3款民生費について。

はい、小椋地域医療福祉連携課長。

(小椋地域医療福祉連携課長) それでは、3款、民生費の説明をさせていただきますので、予算書の事項別明細書の30、31ページをお開きいただきたいと思います。30、31ページでございます。

それでは、3款、1項老人福祉費から説明をいたします。総額は4,270万円余でございます。前年度と比較いたしまして276万円余、率にして6.9%の増額となっております。

この項の財源につきましては、全て市町村負担金でございます。それでは、1目の介護認定審査会費でございます。これは介護認定審査の経費でございます。具体的には審査委員会の委員の報酬、それから介護認定支援システムの保守業務委託料、システム使用料が主なものでございます。

現在、各自自治体の基幹業務のシステムを国が進めますガバメントクラウドに移行する取組みが行われておりますけれども、この介護認定に関する支援システムにつきましても移行が必要となっており、これへの接続に必要な経費を計上しております。

それから、現在、介護認定の審査を行う13の合議体がございますけれども、この約半部分がリモート方式で開催しておりますけれども、今後はさらにペーパーレス会議に移行するということを検討しております。令和6年度はこの試行ということで、必要な経費を計上させていただいております。

続きまして、予算書の下段の2目、老人ホーム入所調整費でございます。

次の32、33ページのほうへわたってまいります。この費用につきましては、養

護老人ホームの入所判定、それから特別養護老人ホームの入所調整に関する委員会の運営経費でございます。具体的には委員報酬、それから老人福祉施設入所管理システムの保守業務委託料、特養入所申込者宛ての文書等の郵送料が主なものでございます。

次に、予算書の中段を御覧いただきまして、14目の在宅医療・介護連携推進事業費でございます。

これは、在宅医療と介護サービスを一体的に提供をするために、在宅医療機関や介護サービス事業者、地域包括支援センター等の関係機関で構成されます、南信州在宅医療・介護連携推進協議会の事業展開の経費でございます。具体的には、地域包括システム構築のための市町村職員の研修費用、人生会議の啓発推進のための講師謝礼、介護のしごと相談会の開催などの経費が主なものでございます。

続きまして、3款、2項の社会福祉費について説明をいたします。

総額は8,710万円余、前年度と比較いたしまして1,300万円、率にしまして17.6%の増額となっております。主な増額の要因につきましては、後ほど説明いたしますけれども、相談支援事業費の増額でございます。

初めに、1目、市町村審査会費についてでございます。

これは、障害者総合支援法に基づく障害者の障害支援区分に関する審査及び判定を行うための経費でございます。審査会委員の報酬が主なものでございます。財源は、市町村負担金でございます。

ページをおめくりいただきまして、34、35ページを御覧いただきたいと思います。上段になりますが、2目相談支援事業費でございます。

障害者総合支援法に基づく相談支援事業といたしまして、身体、知的、精神障害者、障害児等の相談支援、それから障害者全般に関する相談業務の委託、さらに障害児者の生活を地域全体で支えるためのコーディネーター設置による緊急時の受入れ態勢を整える地域生活支援拠点の委託が主なものでございます。

障害児に関する相談業務につきましては、飯田市こども発達支援センターひまわりに委託をしております。町村からの相談件数が年々増加しております。委託料を4,200万円に増額をいたしましたほか、新たに医療的ケア児等を支援するためのコーディネーター設置費といたしまして660万円を計上いたしまして、令和6年度から同じく飯田市に委託をし、業務を行いたいとするものでございます。財源は、市町村負担金でございます。

次に、予算書の中段の3目、飯田下伊那診療情報連携システム事業費でございます。

こちらは、飯田下伊那診療情報連携システム（ism-link）のデータサーバーの維持、それからシステム使用に関わる経費、ism-link関連のWebサイト作成委託料等を計上してございます。参加事業者が拡大をする中で、セキュリティー対策は非常に重要な課題でございまして、情報セキュリティー研修会の開催など、引き続き対策をとってまいりたいと考えております。財源は、市町村負担金でございます。

下段の4目、看護師等確保対策事業費でございます。

中事業1修学資金貸与事業費でございますが、看護師等確保対策のために創設いたしました制度でございますが、奨学金制度に伴う貸付金でございます。

次の36、37ページにわたりますが、継続貸付者は21人、新規の貸付者は10人ということで、合計31人分を計上しておるところでございます。中事業02看護師等

確保対策推進基金積立金は市町村負担金、それから飯田市医師会からの負担金、さらに貸付金の回収金を新規積立金として当該基金に積み立てるものでございます。また、稲葉クリーンセンターの売電収益の余剰金を一般会計に繰り入れました一部の300万円もこの基金の積立てに充当をいたしております。

この4目の財源でございますが、市町村負担金、飯田医師会負担金、それから看護師等確保対策推進基金からの繰入金、貸付金、回収金及び基金の利子、一般財源でございます。

続きまして、歳入の関係でございますが、予算書の12ページ、13ページにお戻りいただきたいと思っております。

中段の民生費負担金でございますが、1としまして老人福祉費市町村負担金、2社会福祉費市町村負担金ということでございまして、内訳は予算書のとおりでございますので、併せて御確認をいただければと存じます。

説明は以上でございます。

(永井委員長) 説明が終わりました。

質疑は、予算書のページを告げてから行っていただくよう、よろしく願いいたします。御質疑はございますか。

米山委員。

(米山委員) すみません。35ページの情報連携システムの運用なんですけれども、この中の、今、連携システムの件数が非常にだんだん増えていらっしゃいますよね。その中でですね、ちょっと調べたら、歯科医の件数がまだ少なかったような、私の調査では少なかったんですけれども、その辺状況としては、このどういった理由で率的になかなか入っていただけないのか、ちょっとお聞かせいただければと思うんですよね。

2023年3月末で30%というふうにホームページを見たら載ってたので、ちょっと御説明いただけたらなと思っております。

(永井委員長) 小椋地域医療福祉連携課長。

(小椋地域医療福祉連携課長) はい、おっしゃるとおり、歯科医の加入件数、ほかの一般の医療機関と比べて少ないという状況がございます。

連携システムにおいては、患者さんの医療情報を必要な医療機関で情報を共有して、例えば入退院の際とか、そういったところに生かしておるわけなんですけれども、歯科医の場合は、比較的そういう一般の診療科目に比べまして医療情報のニーズがそれほどでもないかなというふうに理解しておりまして、そういったことも参加の率が低い理由の1つかなというふうに捉えております。

(永井委員長) 米山委員。

(米山委員) 医師会自体のアプローチというのは、どういうふうになってるんですかね。

(永井委員長) 小椋地域医療福祉連携課長。

(小椋地域医療福祉連携課長) 当方から歯科医師会に関しても加入していただくような働きかけをさせていただいておるところですけれども、特に、在宅利用の関係では、どちらかという一般の診療科目の医師といたしますか、医療機関のほうが関連が強いものですから、そちらのほうの加入率は高いんですけれども、歯科医師であっても在宅で口腔ケアとか、そういった部分は非常に大事になってきているので、歯科医師会としてもそういった分野を中心に関わっていきたいというふうに歯科医師会からもお話をいただいております。

ので、引き続きお呼びかけをしまいたいというふうに考えております。

(永井委員長) よろしいですか。はい、ほかにございますか。

委員長のほうで質問をしますので、交代します。

(後藤副委員長) はい、それでは永井委員長、お願いします。

(永井委員長) 予算書の35ページ、11の医療的ケア児総合支援事業費の委託料660万円が盛り込んでおられます。これは委託ですので、相手先のそのひまわりのほうで人を当てていくということだと思うんですけど、要するに、今おられるひまわりの職員が兼務をしていくのか、それとも専門職というか、医療的ケアのできる方を新たに1名増員という形になるのかってということをお聞きしたいんです。

というのは、確かにひまわり学園は飯田市の施設なんですけれども、議会の委員会の中で非常に相談件数が増えていて、まして療養っていう部分のキャパはもう飽和に近いっていう状況の認識を議会としてはしております。

一方、医療的ケア児に対するケアが必要なのは法も整備されたっていうこともありまして、飯田・下伊那のそういった子供がある程度おいでになるっていうことも実際そうだと思います。そこに長野県の場合は、県庁にセンターを設けてコーディネーターを設置していくっていう方向性で動いてるのも存じ上げておりますが、やはり必要なだけなかなか対応される人が少ない。その中で、ましてやそのひまわりに対応されてる方が兼務っていうのは無理じゃないかっていう意志で、意図でお聞きしたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

(小椋地域医療福祉連携課長) ひまわりの職員に兼務ということではなく、新規で医療的な知識を兼ね備えた方をお願いしたいというふうに考えております。

(後藤副委員長) はい、永井委員長、どうぞ。

(永井委員長) あと、それからこれ当然南信州広域連合からの委託ですので、当然14市町村にまたがっていくんだろうと思います。今現在とすれば、何ていうんですかね、その方で賄いきれるっていうふうに想定されるのか、いやもう少しっていうふうに今のところは考えられるのか。

それから今言われた部分でいうと、当然医療的ケアができるってことになれば、その看護師等々の資格もいるとは思いますが、その辺のことが分かっておられれば、2点お聞かせ願いたいと思っております。

(後藤副委員長) はい。小椋地域医療福祉連携課長、どうぞ。

(小椋地域医療福祉連携課長) 来年度初めての試みということで、現時点では1名の方をお願いしていくという形で考えておりますけども、今後の事業の展開の中でまた必要な人数については検討してまいりたいと考えております。

それから、具体的などういった職種の方ということでございますが、検討している中では、いわゆる医療技術職の経験がある方等を中心に人選をしていくというふうにお聞きしております。

(後藤副委員長) よろしいですか。

(永井委員長) はい。そしたら委員長、戻ります。

ほかにございますか。

はい、清水委員。

(清水委員) 同じ35ページのですね、相談支援事業の今の上の委託料っていうところ、これ4、

200万円ってあるんですが、ほかのところの委託料はもう少し細かく書いてあるんですが、ここは委託料、そのまま相談支援事業委託料でその金額なんです。ここもう少し細かく載せるとか、そういうことは可能なんですか。

(永井委員長) 内容について質問もされますか。併せてお答えいただけますか。

小椋地域医療福祉連携課長。

(小椋地域医療福祉連携課長) 今、3款、2項、2目の相談支援事業費のところ、4,200万円の具体的な内容ということで御質問をいただきました。

個別に申し上げますと、障害者相談支援事業ということで、いわゆる身体知的精神障害者相談全般それから地域生活支援拠点整備事業ということで、これが3,000万円。それから障害児童相談支援事業ということで、1,200万円、合わせて4,200万円という内容でございます。

(永井委員長) はい、小椋地域医療福祉連携課長、引き続き。

(小椋地域医療福祉連携課長) 今御質問でございましたとおり、もう少し細かく記載をするということとは可能でございますので、また予算編成の中で改良してまいりたいと考えます。

(永井委員長) はい、清水委員。

(清水委員) やはり金額的に大きなのとほかの委託料については、ながら項目別に書いてあるんで、今言うように、今後また、今説明あったような分かる範囲内でまた記入をお願いしたいと思います。

中でもさっき整備事業に3,000万円近くってというような感じであげてあるんで、そういったどここの整備でそのぐらいかかるのかっていうのも金額によって確認しなきゃならないので、そういう項目に対してお願いしたいと思います。

ちなみにどこの整備って今言われましたか。

(永井委員長) 3,000万円ですね。

はい、小椋地域医療福祉連携課長。

(小椋地域医療福祉連携課長) これ、特定のその何か施設を建設するという意味の整備ではなく、そういういわゆる相談の拠点となる、何ていいますか、そういう組織を整えていくと。そういう意味での拠点整備ということで、具体的な飯伊地域の相談支援センターほっとすまいるさんは今中心になって相談を受けておられますが、そこがこのエリアの拠点となって事業に取り組んでいくという意味の整備という意味でございます。ハードの整備ということではありません。

(永井委員長) 清水委員。

(清水委員) はい、分かりました。一応こちら広域として出す予算なので、説明時においては、やはり分かりやすく直して載せてとか説明してもらふこと必要だと思うので、お願いしたいと思います。

(永井委員長) 以下の説明がございしますか。よろしいですか。よろしいですか。

はい、ほかにございしますか。

よろしいですか、はい。

なければ、質疑を終結いたします。

討論はございしますか。

はい、なければ討論を終結いたします。

これより、議案第9号の当委員会分担分について採決いたします。お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、御異議なしと認めます。よって議案第9号の当委員会分担分は、原案とおり可決されました。

議案審査は、以上でございます。

5. その他

(永井委員長) その他、何か御発言ございますか。

まず事務局側は、何かございますか。

吉川事務局長。

(吉川事務局長) はい、その他ということで、事務局から1点お願いをいたします。

12月議会、それぞれの市町村の12月議会で今回の文化芸術活動支援施設に関連して意見書を提出をいただくという議案について対応いただいたということで、大変ありがとうございました。

2月14日の日でございますけれども、ブロック代表者会が開催されて、そういう状況がありますので、今回の広域連合議会でも同趣旨の意見書を提出していったらどうかというような御意見がございました。

28日の日に閉会日ですけれども、改めて議運を開催してそのあたりについて議会運営委員会で検討協議をしましょうという方向になっております。今、お手元に資料が配布されたかと思えますけれども、一応そんな内容の趣旨で意見書を出してはどうかということで、28日の日に議会運営委員会で協議いただくというようなことが予定されております。それぞれの議員各位にあらましてもそのことを承知をいただければなどということで、事務局のほうから報告をさせていただきます。よろしく願いいたします。

(永井委員長) 委員の皆さんのほうから、何か御意見ございますか。質疑はございますか。

よろしいですかね。はい。

事務局からは、以上ですか、はい。

委員の皆さんから、この際ってということがあれば御意見を出していただければと思いますが。

よろしいですか。よろしいですかね。

6. 閉会

(永井委員長) それでは、以上をもちまして、本日の医療福祉委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時59分

南信州広域連合議会委員会条例28条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

南信州広域連合議会 医療福祉委員長
